

レインフォレスト・アライアンス ラベル表示と商標方針

レインフォレスト・アライアンスのマークの使用

および承認

2020 年版



ラベルの表示とマーケティングに責任を持ち
信頼性を構築するために

**RAINFOREST
ALLIANCE**



目次

| | | |
|-----|------------------------------|----|
| 1 | はじめに | 3 |
| 1.1 | マークの使用の前提条件 | 3 |
| 2 | 製品へのラベル表示 | 4 |
| 2.1 | 単一原料製品 | 4 |
| 2.2 | 複数原料製品 | 4 |
| 3 | パーム油製品へのラベル表示 | 7 |
| 3.1 | 他の農産物との違い | 7 |
| 4 | ハーブとスパイス製品へのラベル表示 | 8 |
| 4.1 | 単一原料製品 ⁴ | 8 |
| 4.2 | 複数原料製品 ⁵ | 8 |
| 5 | レインフォレスト・アライアンス認証を宣伝するその他方法 | 12 |
| 5.1 | 会社に関する資料 | 12 |
| 5.2 | レインフォレスト・アライアンス・マーケティング支援 | 12 |
| 5.3 | レインフォレスト・アライアンスを説明する文例 | 12 |
| 6 | 承認申請の手順 | 13 |
| 6.1 | 承認申請 | 13 |
| 6.2 | 承認申請に向けた資料の準備 | 14 |
| 6.3 | 承認の取得に要する時間 | 14 |
| 6.4 | 承認の有効期間 | 15 |
| 6.5 | レインフォレスト・アライアンスの商標のその他使用者 | 15 |
| 7 | 例外 | 16 |
| 7.1 | カエル無しのバージョン | 16 |
| 7.2 | 不可抗力 | 16 |
| 7.3 | 一時的な供給不足 | 16 |
| 7.4 | その他の例外 | 17 |
| 8 | 本文書について | 18 |
| 8.1 | 各国語版 | 18 |
| 8.2 | 継続的な改善 | 18 |
| 8.3 | 問合せ先 | 18 |
| 9 | 添付資料 | 18 |
| | 添付 A: レインフォレスト・アライアンスのマークの種類 | 18 |
| | 添付 B: ハーブおよびスパイス類 | 19 |
| | 添付 C: 複数の認証基準 | 20 |
| | 添付 D: 旧版マークの段階的廃止 | 20 |



1 はじめに

レインフォレスト・アライアンスは、2018年のUTZとの合併を受け、2020年以降に向けて、新しいマークとともに「ラベル表示と商標指針」を発表することとなりました。本文書が規定する要件は、レインフォレスト・アライアンスマーク(RAマーク)および商標¹の使用における正確性、信頼性および一貫性を世界的に向上させることで、当団体自身のみならず当団体のマークを使用しているブランドの価値を守ることを意図します。

世界的に浸透が進むRAマークは、同マークが付いた製品を購入することにより、より環境的・社会的に責任を持った活動を支援できることを、企業に対しても消費者に対しても同じように保証します。

本文書は、以下の場面で企業を支援することを目的とします。

- a) 製品が、[RAマークもしくはその他マーク¹を表示する資格を有するかどうか](#)を判断する。
- b) 当該企業の特定の事例に関する[ラベル表示要件](#)を理解する。
- c) 当団体のいずれかの[マーク¹の使用について承認を得る](#)ため、必要な手順を踏む。

本文書は、「レインフォレスト・アライアンス マークのグラフィックガイドライン」(以下RAマークガイドライン)と併せてご活用ください。同ガイドラインには、当団体のマークを使用した資材を制作する際にデザイナーが守るべき一連の追加的なデザイン規則が記されています。当団体のマークの全使用者は、両文書が規定する規則を順守しなければなりません。

本文書が規定する要件は、マークを使用した製品の包材に対してだけでなく、当該製品ならびに当団体との協力関係を宣伝するための包材以外の資材に対しても適用されます。これには、社内向け、取引先向け、もしくは一般向け資材も含まれます。

1.1 マークの使用の前提条件

マークの使用は、関係する認証基準および認証システム(農園向けとサプライチェーン向けの両方)に準拠していて、当団体のいずれかのマークの使用についての承認を受領済みでない限り、許可されることはありません。新しい「持続可能な農業基準」への移行期間中の詳細については「[添付 C](#)」をご参照ください。

¹ マークには以下が含まれます。

- a) レインフォレスト・アライアンスマーク
- b) 「レインフォレスト・アライアンス」の名称
- c) レインフォレスト・アライアンスの団体ロゴ



2 製品へのラベル表示

製品へのラベル表示に関する要件には、おもな要素が2つあります。1つは、当該製品が単一の原料から作られているのか、それとも複数の原料から作られているのかです。もう1つは、それぞれの原料に含まれるレインフォレスト・アライアンス認証(以下 RAC)の割合です。RAC の定義に何が含まれるかについての詳細は「[添付 C](#)」をご覧ください。

2.1 単一原料製品

定義: 単一の農産物もしくは単一の原料のみを含む製品を単一原料製品と呼びます。例えば、袋入りのレギュラーコーヒーは、アラビカ種とロブスタ種の両方の豆がブレンドに含まれていたとしても、単一原料製品に分類されます。

2.1.1 マークの使用資格

単一原料製品は、以下のいずれかに該当する場合に、マークを包材に表示する資格を有します。

1. (分別生産流通管理方式: Identity Preservedもしくは分離方式: Segregationのサプライチェーンを通じて調達した)レインフォレスト・アライアンス認証原料の物理的な含有量が**90%以上**である。

あるいは

2. **100%**に相当する量の認証原料を、マスバランス方式のサプライチェーンを通じてRAC農園から購入済みである(マスバランス方式が選択可能な農産物には、カカオ、オレンジジュース、パーム油、ヘーゼルナッツが含まれる²⁾)。

2.1.2 ラベル表示要件

上記に照らしてマークの使用資格を有する単一原料製品は、「RAマークガイドライン」に加えて以下に準拠する場合に、製品パッケージにRACマークを表示できます。

1. **ウェブ・リンク:** 消費者向け製品パッケージに当団体のウェブサイト・アドレスの説明が含まれている。例: 「詳しくはra.org/ja」。スペースが許せば、「レインフォレスト・アライアンス認証 - 詳しくはwww.rainforest-alliance.org/jaをご覧ください。」などの文章を推奨します。

2.2 複数原料製品

定義: 2種類以上の原料を含み、そのうちの1種類以上がRAC原料である製品を、複数原料製品と呼びます。例えば、レインフォレスト・アライアンス認証カカオ以外にも複数の原料を含有する板チョコなどです。

2.2.1 マークの使用資格

中心原料

RA マークの使用資格を得るためには、まず最初に、複数原料製品に含まれる原料のうちの1つを「**中心原料**」に指定しなければなりません。

²⁾ 加工・流通過程の管理基準および添付の現在のリストを参照。



「中心原料」の定義:

| 要件 | 例 |
|------------------------------------|---|
| 1. 製品レシピ全体の30%以上を占める原料。 | ジュース、スムージー、もしくはハーブティーのティーバッグに使用される、リンゴ、パイナップル、バナナ等。 |
| もしくは | |
| 2. 製品名および/または包材前面のイメージ画像に含まれている原料。 | 包材前面に描かれている、「フレンチバニラアイスクリーム」に使用されるバニラ、「ココアバター・リップクリーム」に使用されるカカオ、「マルチビタミンジュース」に使用されるオレンジ |
| もしくは | |
| 3. 製品の製造に不可欠な原料。 | ジンジャークッキーに使用されるショウガ、アイスティー飲料に使用される茶葉、ヌガー菓子に使用されるヘーゼルナッツ |

含有率/調達方式に関する要件

複数原料製品は、以下のいずれかに該当する場合に、中心原料に関して包材にRACマークを表示する資格を有します。

1. 中心原料に占める(分別生産流通管理方式: Identity Preservedもしくは分離方式: Segregationのサプライチェーンを通じて調達した)認証原料の物理的な含有量が**90%以上**である。
- あるいは
2. (中心原料の)**100%**に相当する量の認証原料を、マスバランス方式のサプライチェーンを通じてRAC農園から購入済みである³。

2.2.2 ラベル表示要件

中心原料要件および含有率/調達方式に関する要件の両方を満たす複数原料製品は、「RA マークガイドライン」に加えて以下のすべてに準拠する場合に、製品パッケージに RAC マークを使用することができます。

1. **マーク:** マークの下部に認証を有する農産物の名称が明示されているため、当該マークが、認証を有する当該農産物に対するものであることが明らかである。同一種類の農作物に由来する複数の原料(例えば、カカオリカーとココアバター)については、当該農作物の名称(この例の場合ではカカオ)でマークの資格を得る必要がある。

かつ

2. **原材料名欄:** 原材料名欄の直後にアスタリスク記号(または他の目印)が記載されている。さらに、原材料名欄の末尾に、同記号の説明が「*レインフォレスト・アライアンス認証」の形で付け加えられている。法的に認められない場合には、当該目印は省略され、その代わりに、原材料名欄の隣に認証原料が文言で明記されている(例:「レインフォレスト・アライアンス認証カカオ」)。

かつ

3. **ウェブ・リンク:** 消費者向け製品パッケージに当団体のウェブサイト・アドレスの紹介が含まれている。例:「詳しくはra.org/ja」。スペースが許せば、「レインフォレスト・アライアンス認証 - 詳しくはwww.rainforest-alliance.org/jaをご覧ください。」などの文章を推奨します。

³カカオ、オレンジジュース、パーム油、ヘーゼルナッツ等、そのような選択肢が可能な農産物(加工・流通過程の管理基準および添付の現在のリストを参照)に対してのみ。



例: チョコレート・アイスクリーム

RAマーク



カカオ(または cocoa)

原材料名欄

原材料名: 牛乳、きび砂糖、クリーム、ココアパウダー*ホエイ、タラガム *レインフォレスト・アライアンス認証。詳しくは www.rainforest-alliance.org/ja

複数の認証原料

複数原料製品に2種類以上の認証原料が含まれる場合には、それらのすべてが含有率/調達方式に関する要件を満たさなければなりません。ただし、中心原料要件を満たす必要があるのは1種類だけです。そのような場合には以下のすべてを満たさなければなりません。

1. **マーク:** 認証を有する中心原料の農産物名がマークの下に明記されているため、当該マークの対象が明らかである。同一種類の農作物に由来する複数の原料(例えば、カカオリカーとココアバター)については、当該農作物の名称(この例の場合ではカカオ)でマークの資格を得る必要がある。中心原料に分類される資格を有する原料が複数ある場合には、マークの下に、それらの農産物の個別の名称の代わりに「複数原料」の文言を使用することも可能である。

かつ

2. **原材料名欄:** 原材料名欄中の、資格を有する(含有率/調達方式に関する要件を満たす)すべての認証原料の直後にアスタリスク記号(または他の目印)が記載されている。さらに、原材料名欄の末尾に、同記号の説明が「*レインフォレスト・アライアンス認証」の形で付け加えられている。法的に認められない場合には、当該目印は省略され、その代わりに、原材料名欄の隣に認証原料が文言で明記されている(例:「レインフォレスト・アライアンス認証カカオおよびバニラ」)。

かつ

3. **ウェブ・リンク:** 消費者向け製品パッケージに当団体のウェブサイト・アドレスの紹介が含まれている。例:「詳しくはra.org/ja」。スペースが許せば、「レインフォレスト・アライアンス認証—詳しくはwww.rainforest-alliance.org/jaをご覧ください。」などの文章を推奨します。

例: チョコレートコーティング・バニラアイスクリーム

RAマーク



カカオとバニラ
(または Cocoa&Vanila)

原材料名欄

原材料名: 水、砂糖、ココアバター*、カカオマス*、グルコースシロップ、ココナッツオイル、ブドウ糖果糖液糖、香料、乳化剤(ヒマワリ由来)、バニラビーンズ*、食塩 *レインフォレスト・アライアンス認証。詳しくは www.rainforest-alliance.org/ja



3 パーム油製品へのラベル表示

3.1 他の農産物との違い

3.1.1 マークの使用資格

パーム油製品向けの資格要件が2章と異なる点は、分別生産流通管理方式:Identity Preserved(以下IP)もしくは分離方式:Segregation(以下SG)のサプライチェーン向けの最低認証含有率に関してのみです。2章が規定する中心原料の資格基準は、認証パーム油を含有する複数原料製品に対しても適用されます。

パーム油製品は、以下のいずれかを満たす場合に、RAマークの使用資格を有します。

1. (IPもしくはSGのサプライチェーンを通じて調達した)RAC農園産の認証原料の物理的な含有量が30%以上である。

あるいは

2. 100%に相当する量の原料を、マスバランス方式のサプライチェーンを通じてRAC農園から購入済みである。

3.1.2 ラベル表示要件

パーム油製品は、以下の例外を除いて、2章の規定と同一のラベル表示要件をすべて満たす必要があります。

パーム油原料の物理的な認証含有量が、30%の基準値は満たすが、2章が規定する90%の基準値は満たさない場合は、使用者は、「RA マークガイドライン」および適切なラベル表示要件に加えて、以下のすべてに準拠しなければなりません。

1. **マーク:** マークがパーム油に対するものである場合、当該マークの下に認証含有率を明記する。

かつ

2. **原材料名欄:** 原材料名欄中のパーム油原料の直後に専用の記号を記載する。さらに、原材料名欄の末尾に、同記号の説明を「*○○%レインフォレスト・アライアンス認証」の形で付け加える。

例: 植物性ショートニング

| RAマーク | 原材料名欄 |
|---|---|
|  | + 原材料名: 圧搾パーム油* *40%レインフォレスト・アライアンス認証。詳しくは www.rainforest-alliance.org/ja |
| 40% 認証パーム油 (または 40% Certified Palm Oil) | |

注: パーム油の認証含有率が 90%以上の場合は 2章の規則が適用され、当該製品は含有率の記載なしにラベル表示可能です。



4 ハーブとスパイス製品へのラベル表示

4.1 単一原料製品⁴

4.1.1 マークの使用資格

現在、当団体ではハーブとスパイス業界における認証原料の取扱規模を拡大させることに注力しており、同分野の各種原料に対する最低認証含有率は低いレベルに設定されています。そのため、ラベル表示の承認時点で添付Bに記載されている最低含有率以上のRAC農園産原料を含有している場合には、当該製品にRAマークを表示できます。

最低含有率は、他の農産物における90%の基準値と同レベルになるまで、段階的に増加させ、それに合わせて添付書類の数値を更新していく予定です。

当団体は、これらの農産物についてはマスバランス方式での認証は認めていません。

4.1.2 ラベル表示要件

当該原料の物理的な認証含有量が、最低認証含有率は満たすが、2章が規定する90%の基準値は満たさない場合は、「RA マークガイドライン」に加えて以下のすべてに準拠しなければなりません。

1. **マーク:** 認証含有率をマークの下に明記し、当該製品に含まれる認証原料の割合を明らかにする。

かつ

2. **ウェブ・リンク:** 消費者向け製品パッケージに当団体のウェブサイト・アドレスの紹介が含まれている。例:「詳しくはra.org/ja」。スペースが許せば、「レインフォレスト・アライアンス認証 –詳しくはwww.rainforest-alliance.org/jaをご覧ください。」などの文章を推奨します。

注: 認証含有率が90%以上の場合は2章の規則が適用され、当該製品は含有率の記載なしにラベル表示可能です。

4.2 複数原料製品⁵

4.2.1 マークの使用資格

中心原料

RA マークの使用資格を得るためには、まず最初に、複数原料製品に含まれる原料のうちの1つを「中心原料」に指定しなければなりません。

⁴ 単一の農産物もしくは単一の原料のみを含む製品を単一原料製品と呼びます。例えば、袋入りのレギュラーコーヒーは、アラビカ種とロブスタ種の両方の豆がブレンドに含まれていたとしても、単一原料製品に分類されます。

⁵ 2種類以上の原料を含み、そのうちの1種類以上がRAC原料である製品を、複数原料製品と呼びます。例えば、レインフォレスト・アライアンス認証カカオ以外にも複数の原料を含有する板チョコなどです。



「中心原料」の定義:

| 要件 | 例 |
|------------------------------------|---|
| 1. 製品レシピ全体の30%以上を占める原料。 | ジュース、スムージー、もしくはハーブティーのティーバッグに使用される、リンゴ、パイナップル、バナナ等。 |
| もしくは | |
| 2. 製品名および/または包材前面のイメージ画像に含まれている原料。 | 包材前面に描かれている、「フレンチバニラアイスクリーム」に使用されるバニラ、「ココアバター・リップクリーム」に使用されるカカオ、「マルチビタミンジュース」に使用されるオレンジ |
| もしくは | |
| 3. 製品の製造に不可欠な原料。 | ジンジャークッキーに使用されるショウガ、アイスティー飲料に使用される茶葉、ヌガー菓子に使用されるヘーゼルナッツ |

含有率/調達方式に関する要件

現在、当団体ではハーブとスパイス業界における認証原料の取扱規模を拡大させることに注力しており、同分野の各種原料に対する最低認証含有率は低いレベルに設定されています。そのため、ラベル表示の承認時点で「添付B」に記載されている最低含有率以上のRAC農園産原料を含有している場合には、当該製品にRAマークを表示できます。

最低含有率は、他の農産物における90%の基準値と同レベルになるまで、段階的に増加させ、それに合わせて添付書類の数値を更新していく予定です。

当団体は、これらの農産物については、マスバランス方式での認証は認めていません。

4.2.2 ラベル表示要件

中心原料要件および含有率要件の両方を満たす複数原料製品は、「RA マークガイドライン」に加えて、以下のすべてに準拠する場合は、RAC マークを使用することができます。

1. **マーク:** 認証を有する中心原料名が、中心原料に占めるRAC農園産の割合が90%未満の場合にはその含有率とともに、マークの下に明記されているため、当該マークの対象が明らかである。

かつ


2. **原材料名欄:** 原材料名欄中の認証原料の直後にアスタリスク記号(または他の目印)が記載されている。さらに、原材料名欄の末尾に、同記号の説明が「*○○%レインフォレスト・アライアンス認証」(90%未満の場合)もしくは単に「*レインフォレスト・アライアンス認証」(90%以上の場合)の形で付け加えられている。法的に認められない場合には、当該目印は省略され、その代わりに、原材料名欄の隣に認証原料が文言で明記されている(例:「レインフォレスト・アライアンス認証ハイビスカス」)。

かつ

3. **ウェブ・リンク:** 消費者向け製品パッケージに当団体のウェブサイト・アドレスの紹介が含まれている。例:「詳しくはra.org/ja」。スペースが許せば、「レインフォレスト・アライアンス認証 - 詳しくはwww.rainforest-alliance.org/jaをご覧ください。」などの文章を推奨します。



例:ミックスベリー・ハーブティー・インフュージョン

| RAマーク | 原材料名欄 |
|--|--|
|  <p>40% 認証ハイビスカス (または 40% Certified Hibiscus)</p> | <p>+</p> <p>原材料名:ハイビスカス*、リンゴ、ラズベリー、酸味料、クエン酸、ブルーベリー *40%レインフォレスト・アライアンス認証。 詳しくはwww.rainforest-alliance.org/ja</p> |


複数の認証原料

ハーブとスパイス類のグループ化

ハーブとスパイス類の農産物一覧(「添付B」参照)に記載がある製品原料のうち、2種類以上がRAC農園産の場合には、一覧に記載がある製品原料をグループ化して単一農産物とみなし、これに対応する規則に基づいて単一農産物として資格を得ることが可能です。この場合に要求されるRAC農園産の製品原料の最低含有量は、製品全体に占める割合ではなく、当該農産物グループ内の全原料に占める割合で算出されます。

この方法を採用する場合は、マークの下に記載される農産物名は、「ハーブとスパイス」、「ハーブ系原料」および「スパイス類」から、当該製品に最適な表記を選択できます(当団体の承認が必要です)。原材料名欄には、従来通り、各原料を個別に明記する必要があります。

例:シナモンティー

| RAマーク | 原材料名欄 |
|---|--|
|  <p>66% 認証ハーブ原料 (または 66% Certified Herbal Ingredients)</p> | <p>+</p> <p>原材料名:緑茶(50%)、シナモン*(17%)、オレンジピール(17%)、カルダモン*(8%)、クローブ*(8%) *レインフォレスト・アライアンス認証。詳しくは www.rainforest-alliance.org/ja</p> |

注:この方法では、ハーブおよびスパイス類は、単一農産物製品としても資格を得ることが可能で、マークに農産物名の記載が不要になります。



5 レインフォレスト・アライアンス認証を宣伝するその他方法

当団体は、資格を有する製品に対しては、ウェブサイトやバナー広告、店頭向け販促ツールなどの、一般向けマーケティング資材における商標の使用を推奨しています。そのような資材の公開に対しても、事前に、[6章](#)に記載の承認申請の手順に従って当団体の審査・承認を申請しなければなりません。

5.1 会社に関する資料

RAC農園産の製品を取り扱う企業は、会社に関する資料(例:企業刊行物、農園の看板、銘板、年次報告書)においてもRAマークを使用できます。会社に関する資料においては、RACマークは、企業のブランド名やロゴと離して表示しなければならず、当団体が関係する事業についての説明文を含めなければなりません。会社に関する資料も、他すべての種類の一般向け資材と同様に、当団体のオンライン審査・[承認](#)を申請しなければなりません。

5.2 レインフォレスト・アライアンス・マーケティング支援

当団体のマーケティング部門は、RAC原料を取り扱うパートナー企業向けに、持続可能性に関する企業広報を支援するため、[幅広いサービスの提供と事業協力の提案](#)をおこなっています。消費者の認知度や意識を高めるための各種戦略から、適切なメッセージングを手助けするツールまで、詳しくは<https://www.rainforest-alliance.org/business/marketing-sustainability/>をご覧ください。

1. **事業協力の提案:** マーケティングキャンペーン、オンラインセミナー、イベント、会議、従業員エンゲージメント、消費者向けプロモーション、店舗向け販促ツールやPOP資材など、共創します。
2. **マーケティングツール:** キーメッセージ、コミュニケーションガイドライン、写真および動画(Bロールを含む)、インフォグラフィック、生産者の声、ソーシャルメディア用の画像とともに、御社のレインフォレスト・アライアンスとの取り組みならびにマークに込められた意味が与えるポジティブな効果によって、顧客エンゲージメントを高めます。
3. **カエルを探そうキャンペーン:** カエルを探そう(Follow the Frog)キャンペーンは、レインフォレスト・アライアンスと連携するブランド向けの、B2BおよびB2Cのカスタマイズ可能なマーケティングキャンペーンです。
4. ニュースレター「[フロッグ・ビジネス・ニュース](#)」にご登録ください。

5.3 レインフォレスト・アライアンスを説明する文例 (和訳版のみでの掲載内容です。この項目は英語版にはありません。)

当団体について説明する文章を RA マークとともにお使いになる際は、[文例集](#)を参考にしてください。



6 承認申請の手順

レインフォレスト・アライアンスの名称、団体ロゴおよびRAマークは、レインフォレスト・アライアンスに帰属します(「[添付A](#)」参照)。そのため企業は、以下のいずれかを使用する資材の印刷もしくは公開に際しては、事前にオンライン承認申請が必要です。

- d) レインフォレスト・アライアンスマーク
- b) 「レインフォレスト・アライアンス」の名称
- c) レインフォレスト・アライアンスの団体ロゴ

対象がB2BであるかB2Cであるかに関わらず、パッケージもしくはマーケティング資材にこれらの商標を企業が使用する際には、必ず承認が必要であることにご留意ください。マーケティング資材の制作を代理店に外注する場合は、当該代理店が企業の代理としてオンライン承認申請を行うことができます。承認が与えられた後にデザインが変更される場合には、変更版に対する追加的な審査・承認を再度申請する必要があります。

企業は、レインフォレスト・アライアンスの名称もしくは商標のあらゆる無断使用、権利の侵害もしくは希釈化を、当団体にただちに通報しなければなりません。これはレインフォレスト・アライアンスの商標の信頼性を維持することにつながり、プログラム参加者全員の利益になります。当団体からの事前の許可無しにレインフォレスト・アライアンスの商標を複製もしくは複写する者に対しては法的措置が取られる可能性があります。

当団体は、レインフォレスト・アライアンスの使命もしくはブランドに不相応な製品に対しては、当該製品を宣伝するための資材への商標の使用を拒否する権利を有します。

6.1 承認申請

レインフォレスト・アライアンスの商標を正しく使用するためには、企業は、以下の手順に従って申請しなければなりません。

1. 企業(および関係する代理店)は、まず最初に、オンライン・プラットフォーム「マーケットプレイス 2.0」(marketplace.ra.org)に自社を登録してください(まだアカウントを持っていない場合)。
2. マーク使用者は、資材に使用するための正式なRACマークのファイルを受け取るために、「ライセンス同意書」を依頼してください。このライセンス同意書は、承認が受領可能になるまでに、企業によって署名され、当団体によって発効されなければなりません(ただし、先に申請をおこない、審査を並行して実施することは可能です)。
3. この段階でマーク使用者はデザイン案に正式なRAマークを使用可能になりますが、当該デザイン案はマーケットプレイス2.0にアップロードし、印刷や公開に先んじて当団体の審査および承認を受けてください。
4. マーク使用者には、申請したデザイン案についてのフィードバックがマーケットプレイス2.0経由で届きます。場合によっては、当該デザイン案の訴求内容に対して追加的な根拠の提示を求めることもあります。当該資材の印刷・製造は、許可されたことを確認する通知が使用者に届かない限り、開始しないでください。



マーケットプレイス2.0システムもしくは上記の承認手順について、ご不明な点がございましたら、御社担当者あるいはカスタマーサクセス部門 (cs@ra.org) までお問い合わせください。

6.2 承認申請に向けた資料の準備

レインフォレスト・アライアンスのマークは幅広い資材に使用可能なため、承認申請に向けて資料を準備する際には、以下の点にご留意ください。

1. **全データ**: 承認に際しては、マーケティング資材を完全形で審査するため、当該資材に関する全データをオンライン承認申請に含めてください。例えば、製品パッケージの承認申請をおこなう際には、包材のすべての面に使われるすべての文言およびイメージ画像が判読・視認可能でなければなりません。プレスリリースでレインフォレスト・アライアンスの名称を使用する際には、レインフォレスト・アライアンス認証もしくはレインフォレスト・アライアンス自体に言及している段落だけではなく、プレスリリース全文をオンライン承認申請に含めなければなりません。
2. **翻訳版**: レインフォレスト・アライアンスの商標を使用する一般向けマーケティング資材については、そのすべての言語バージョンに対してオンライン承認申請が必要です。他言語版の承認申請は、オリジナル言語版と一緒にこなうことも可能ですし、別のオンライン承認申請としてアップロードすることも可能です。いずれの場合でも、メインのマーケティング資材が画像ファイルのみの場合には、訳文はコピーアンドペーストが容易な形式(例: Word、PowerPoint等)で提出してください。
3. **映像およびテレビ/ラジオCM**: RACマークは、認証製品の販売促進のための映像や、テレビやラジオのCMの中でも使用可能です。編集内容についての取り決めをプリプロダクションの段階でおこなえるよう、撮影/収録に先んじて、台本および絵コンテ(可能な場合のみ)を提出してください。映像もしくはテレビ/ラジオCMの公開に先んじてマーケットプレイスにアップロードし、当団体から最終的な審査および正式な承認を受けてください。

6.3 承認の取得に要する時間

マーケットプレイスにアップロードされた商標承認依頼は、当団体のカスタマーサクセス部門が**5営業日**以内に審査します。

以下は、スケジュールを計画する際の注意点です。

新規の承認依頼は5営業日以内に審査しますが、同期日内に承認が得られるとは限りません。これは、本ラベル表示方針および「RAマークガイドライン」に準拠させることを目的に、企業/代理店が当団体から当該資材への追加的な変更を求められる可能性があるためです。

そのため、レインフォレスト・アライアンスの商標を一般向け資材に使用する際は、承認の取得に十分な時間をかけられるよう、計画段階で時間的余裕(例: 最短で10営業日)を見込んでください。

場合によっては、スピード承認のオプションを与えることがあります。そのような場合には、マーケットプレイスに資材を提出した時点で申請者に通知します。申請者は、スピード承認の手順と通常の手順のどちらを進めるかを選択することができます。本方針が規定する要件は、すべて引き続き有効です。



6.4 承認の有効期間

承認の有効期間は、マーケットプレイス2.0を通じてオンライン承認を受領してから**2年間**です。同期間の終了時には、有効期間を更新して2年延長する(マーケットプレイス2.0経由)か、それともそのまま満了させるかを、企業は選択することができます。当初のデザインもしくは文言に変更を加えたい場合は、当該マーケティング資材をマーケットプレイス2.0経由で新規承認申請として再度アップロードしてください。当団体は、当団体のライセンス同意書の条件に基づいて、承認を取り消す権利を有します。

6.4.1 要件の改定

承認が与えられた時点から有効期間終了日までの期間中に当団体のラベル表示要件に変更があった場合には、最新の要件に準拠しない限り、過去の申請を更新することはできません。そのような場合には、新規依頼を申請する必要があります。

特にハーブスパイス向けプログラムでは、業界内でのRAC原料の取扱規模の拡大とともに最低含有率が段階的に引き上げられる予定ですので、ご注意ください。

6.5 レインフォレスト・アライアンスの商標のその他使用者

ジャーナリスト、研究者およびメディア関係者が、本、新しい記事もしくは論文等の出版物の一部にレインフォレスト・アライアンスの登録商標の使用を希望する場合は、出版に先んじて、当団体のカスタマーサクセス部門(cs@ra.org)にメールで依頼しマークの使用許可を得てください。変更を要する箇所の連絡があった場合を考慮し、審査には十分な時間を見てください。

注: 企業の場合は、サプライチェーン関連の基準(例: ライセンス同意書、トレーサビリティおよび加工・流通過程の管理、等)に準拠する必要があるため、メールで承認を得ることはできません。



7 例外

7.1 カエル無しのバージョン

製品上にカエルを使用することが文化的に受け入れ難い、いくつかの限定された市場向けには、カエルが含まれないバージョンのRAマークを用意する予定です。これらの市場では、当該バージョンの使用は義務ではなく、使用目的に応じて最適なバージョンを使用者が自由に選択できます。使用要件は、通常バージョンのマークに対するものと同一です。

7.2 不可抗力

RACマーク付きの製品が、最善を尽くしたにも関わらず、本ガイドラインが規定する最低認証含有率を満たすことが一時的にできなくなる、純粋に企業の制御外である状況がまれに発生する可能性があります。当団体は、産地の農園やサプライヤー、もしくは認証製品が保管・製造されている工場や倉庫において、以下のいずれかが発生した場合に限り、個別の事例の詳細な分析に基づいて、RACマークの継続的な使用に対して一時的な許可を与えることができます。

- 自然災害(地震、台風、火事、洪水もしくは類似の災害)
- 戦争、暴動、爆発もしくはその他発生が証明された暴力行為
- 政治情勢もしくは規制状況

そのような許可が当団体から与えられた場合には、当該企業は、一時的な混乱について自社のウェブサイト情報を掲載し消費者に対して公表・説明するか、包材に記載の認証含有率を修正するか、もしくは混乱が常態化する場合にはライセンス同意書条件に従ってRACマークの使用を中止しなければなりません。農産物の価格や品質の変化もしくは供給量不足は、「不可抗力」の状況とは見なされません。

7.3 一時的な供給不足

認証農産物の供給不足は、サプライヤーによる契約不履行、設備故障、スケジュール管理ミスもしくは誤解など、上記の不可抗力事由とは無関係の様々な理由で発生する可能性があります。このような場合には、当団体の方針は2つあります。1つは、影響を受ける消費者に対して透明性を確保することです。もう1つは、生産者が一時的な需要減少に苦しめられることのないように保証することです。そのため、一時的な供給不足(例:6ヶ月以上持続しないもの)の結果、特定の製品がRACマークの使用資格を満たさなくなった場合には、以下の両方の措置を講じなければなりません。

1. その供給不足の責任が企業(ブランドのサプライヤーであることが多い)にある場合には、当該企業は、不足分と同量のRAC農産物を追加で購入しなければなりません。もしくは、当該ブランドが、別のサプライヤーからもしくは当該サプライヤーの代理で同量を追加購入することも可能です。その供給不足の責任が農園にある場合、もしくは農園が契約納期に遅れた場合には、当該ブランドは、他のRAC農園から同量の認証農産物を購入しなければなりません。

かつ



2. マークをラベル表示した当該製品を販売している企業は、その不足期間中、同社のウェブサイト¹に免責事項の説明を掲載しなければなりません。その文言は、マーケットプレイスにアップロードして審査を受けなければならない、一般向けのオンライン版に表示されるものと正確に同一の内容で、付随するすべての画像とともに当該文言の最終版が提出されるまでは、承認されません。

供給不足状況の説明用文例

「平素より、《企業名》の持続可能性に向けた取り組みならびに《製品名》向けレインフォレスト・アライアンス認証《農産物名》の調達に対するコミットメントにご支援ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。今般、当社サプライヤーの一社が、特定の事由《可能であれば具体的内容を入れてください》により、当社の必要量を満たすのに十分な認証《農産物名》の納入ができない状況になっています。このことにより、《始まりの日付》から《終わりの日付》までの間、当社の《製品名》が含有可能なレインフォレスト・アライアンス認証農園産の《農産物名》は《〇〇%》のみとなります。この状況は《日付》までには解消される見込みで、その後は当社の《製品名》は《〇〇%》認証に戻る予定です。当社は今後も引き続き《当該RACもしくは持続可能性へのコミットメント》に尽力して参りますので、ご迷惑をおかけしますが、ご理解を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。」

7.3.1 新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行

2020年に発生した 新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行を受けて、供給不足に関する方針の専用バージョンをリリースしましたので、以下URLからご確認ください。

<https://www.rainforest-alliance.org/business/resource-item/supply-shortage-policy-during-covid-19-pandemic-period/>

7.4 その他の例外

レインフォレスト・アライアンスは、当団体が活動するすべての業界において持続可能性を常識にすることを目指し全力で取り組んでいます。その中で、複数のパートナー企業から、特別なパートナーに選ばれたことを光栄に思います。当団体は、特定の状況においては、パートナー関係の消費者向け表現に対して変更を許可する可能性があります。このような例外は、当該ブランドのサプライチェーンにおける持続可能性の規模と成熟度に加えて、消費者とのより包括的な対話を推進する上で表現を変更せざるを得ない切実な理由によって生じます。そのような変更についての依頼は、当団体の御社担当者経由でおこなうことで、関連状況と正当性を当団体が判断できるようにしてください。また、そのような場合でも、すべての個別のデザインは、本方針が規定する当団体の承認手順を通じて提出する必要があります。



8 本文書について

8.1 各国語版

本文書には、英語版、ドイツ語版、フランス語版、日本語版、中国語版およびスペイン語版があります。英語版と他翻訳版に齟齬が生じた場合には、英語版が優先します。

各言語版の最新版は、www.rainforest-alliance.org/marketingでご確認ください。

8.2 継続的な改善

当団体は、サービスとラベル表示プログラムの改善に継続的に取り組んでおり、本文書の方針（および各国語版）は定期的に改訂・更新していく予定です。その作業を通じて、当団体のプログラムの効率性、有効性および柔軟性をたえず評価し、改善していくことを目指しています。特定箇所の意味内容の明確化や、文法的もしくはその他の誤りの訂正については、予告無しに実施する可能性があります。より重要な更新については、最低3ヶ月前までにお知らせします。

本文書の方針の将来的な改訂・改善に向けてご意見ご要望をお寄せいただける場合には、trademarks@ra.orgまでメールにてお知らせください。

8.3 問合せ先

当団体は、複数の時間帯に対応可能なカスタマーサクセス専門部署を有しており、RACマークの使用に関する御社からのお問い合わせは、お気軽に御社担当者または、cs@ra.orgまでお問い合わせください。



9 添付資料

添付A: レインフォレスト・アライアンスのマークの種類

レインフォレスト・アライアンスマーク



「カエル」無し レインフォレスト・アライアンスマーク

制作中

レインフォレスト・アライアンス団体ロゴ





添付B:ハーブおよびスパイス類

農産物/原材料リスト⁶

| | | | |
|---|---|--|--|
| Balm Hawthorn blossom (ホーン ーンブロッサムバーム) | Dill (ディル) | Mallow leaves (マローリーフ) | Sage leaves (セージリーフ) |
| Basil (バジル) | Echinacea root (エキナセア ールト) | Marigold blossoms (マリー ールドブロッサム) | Salvia leaves (サルビアリーフ) |
| Bay Leaf (ベイリーフ、ローレル、 ローリエ) | Elder berry (エルダーベリー) | Marjoram (マジョラム) | Savory (セイボリー) |
| Bergamot (ベルガモット) | Elderflower (エルダーフ ラワー) | Marsh mallow (マーシュマ ロウ) | Silver lime (シルバライム) |
| Bibernell root (ビバーネルル ート) | Elderly blossom (エルダ リーブ ッサム) | Mint (ミント) | Silver lime flowers (シルバ ライム フラワー) |
| Blackberry (ブラックベリー) | Erica (エリカ) | Moringa leaves (モリンガ リーフ) | Silver linden (シルバ リンデン) |
| Blackberry leaves (ブラックベ リーフ) | European crab apple (ヨー ロピ アンクラブアップル) | Mustard (マスタード) | Spearmint (スペア ミント) |
| Blessed thistle (プレストシス ル) | Fennel (フェネル) | Nasturtium (ナスタチウム) | St. John's wort (セント ジョンズ ワート) |
| Blueberries (ブルーベリー) | Fenugreek (フェヌグ リーク) | Neem (ニーム) | Stevia (ステビア) |
| Burnet root (バーネットル ート) | Feverfew (フィーバー フュー) | Nettle leaves (ネトル リーフ) | Stinging nettle leaves (ス ティン グ ネトル リーフ) |
| Calendula (カレンデュラ) | Ginger (ジンジャー、ショウ ガ) | Nettle root (ネトルル ート) | Stone Linden (ストーン リンデン) |
| Caraway (キャラウェイ) | Golden Rhubarb (ゴール デン ル バ ー ブ) | Nutmeg (ナツメグ) | Sunflower (ヒマワリ) |
| Cardamom (カルダモン) | Grapefruit Peels (グレー プ フル ーツ ピール) | Oats (オーツ麦) | Sweet Fennel (スイート フェ ネ ル) |
| Chamomile (カモミール) | Hibiscus (ハイビスカス) | Orange flowers (オレンジ フ ラ ワ ー) | Tarragon (タラゴン) |
| Chili (トウガラシ) | Hyssop (ヒソップ) | Orange leaves (オレンジ リー フ) | Thyme (タイム) |
| Chive (チャイブ) | Jasmine (ジャスミン) | Orange Peel (オレンジ ピー ル) | Tulsi (トウルシー、ホ ー リー バ ジ ル) |
| Cilantro (シランロ、パクチー、 コリアンダー) | Laurel (ベイリーフ、ロー レル、 ロー リエ) | Oregano (オレガノ) | Turmeric (ターメリック) |
| Cinnamon (シナモン) | Lavender (ラベンダー) | Paprika (パプリカ) | Valerian root (バレリア ンル ート) |
| Citrus peel (シトラスピール) | Lemon balm (レモンバ ー ム) | Parsley (パセリ) | Vanilla (バニラ) |
| Clove (クローブ) | Lemon balm leaves (レ モン バ ー ム リー フ) | Patchouli (パチョリ) | Vasaka (ヴァサカ) |
| Common Mullein (コモン マ レイ ン) | Lemon leaves (レモン リー フ) | Pepper (コショウ) | Wild apple (ワイルド ア ップ ル) |
| Coneflower herb (コーン フ ラ ワ ー ハー ブ) | Lemon verbena (レモン バ ー ベ ナ) | Peppermint (ペパー ミ ン ト) | Wild pear (ワイルド ペ ア ー) |
| Coriander (コリアンダー シ ード) | Lemongrass (レモン グ ラ ス) | Primrose root (プリム ロ ーズ ル ート) | Willow bark (ウィロー バ ー ク) |
| Cornflower (コーン フ ラ ワ ー) | Lemongrass (レモン グ ラ ス) | Raspberry (ラズベリー) | Willow herbs (ウィロー ハー ブ) |
| Cowslip (カウスリップ) | Licorice (リコリス) | Raspberry leaves (ラズ ベ リー リー フ) | Yarrow (ヤロウ) |
| Crisped mint (カーリー ミ ン ト) | Lime (ライム) | Ribwort leaves (リブ ワ ー トリ ー フ) | Yerba Mate (イェルバ マ テ) |
| Cumin (クミン) | Linden (リンデン、セイ ヨウ シ ナ ノ キ) | Rose Hip (ローズ ヒ ップ) | |
| Curry leaf (カレー リー フ) | Linden flower (リン デ ン フ ラ ワ ー) | Rosemary (ローズ マ リー) | |
| Dandelion (ダンディライ オン、 タン ボ ボ) | Liquorice root (リコ リ ス ル ート) | Safflower (サフ ラ ワ ー、 ベ ニ バ ナ) | |
| Dandelion root (ダン デ イ ライ オン ル ート、 タン ボ ボ の 根) | Mace (メース) | Sage (セージ) | |
| Dane weed (デイン ウィ ード) | Mallow (マロウ) | Sage flowers (セ ー ジ フ ラ ワ ー) | |

含有率向上計画:

| | 2020年から 2021年12月31日まで | 2022年1月1日から __まで | __から |
|---------|--------------------------|---------------------|------|
| 最低認証含有率 | 40% | 50% | |

⁶ このリストに掲載されていない農産物/原材料は、ハーブとスパイス製品向けのラベル表示規則の対象にはなりません。一般事例向けに規定された規則に準拠してください。



添付C: 複数の認証基準

レインフォレスト・アライアンスの認証スキームでは、原料、農園およびその他組織を認証済みに分類する上で、複数の認証基準を拠り所としています。この方針のもとに、認証済みに分類されたものを一律に「RAC」と呼んでいます。しかし、個別の状況において適用可能な基準は、当団体の認証規則に応じて、異なる場合があります。

具体的には、UTZおよび2017レインフォレスト・アライアンス基準の両ユーザーは、2018年のUTZとレインフォレスト・アライアンスの合併を受けて、当団体の新しい認証システムに移行中であり、そのため、本文書中で使用されている用語「RAC」は、相互認証に関係する規則に従い、当団体の基準の1つ(特定の農産物に関しては、当団体と提携しているUnion for Ethical BioTradeの基準を含む)に対して認証された原料、農園およびその他の組織への言及と定義することができます。

2022年7月からは、2020レインフォレスト・アライアンス持続可能な農業基準が適用可能な場合には、同基準に準拠しなければマークの使用が許可されなくなります。

林業のサポートを目的とする当団体の新しいマークの使用に関する規則についての詳細は、明らかになり次第、本文書に追加される予定です。

添付D: 旧版マークの段階的廃止

本「ラベル表示と商標方針」は、2020年版のRAマークに関するものです。旧版のレインフォレスト・アライアンス認証マークもしくは最新版のUTZロゴの使用の継続を希望する企業は、それぞれ、「[レインフォレスト・アライアンスの商標使用要件およびガイドライン](#)」もしくは「[UTZ ラベルマークおよび商標方針](#)」に記載の方針および手順に、引き続き準拠してください。

旧版マークの承認依頼は、**カカオを除く**すべての農産物に対して、2022年末日まで、引き続き受け付ける予定です。今後のデザイン工程では、可能な限り、本文書に記載の新しいバージョンのRACマークを使用して既存のデザインや資料を更新するようお願いいたします。

カカオ向けについては、2020年9月1日までのみ、旧版マークの使用に関する申請を受け付けます。カカオに関する当団体の対応方針について、詳しくはこちらをご確認ください。

www.rainforest-alliance.org/business/innovating-certification/measures-to-strengthen-the-cocoa-sector/